

公示番号：160693

国名：ケニア

担当部署：評価部事業評価第二課

案件名：ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクトに係る事後評価（内部評価）及びプロセスの評価（効果発現プロセスの確認・分析）に係る調査（プロジェクト評価/保健システムマネージメント）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：プロジェクト評価/保健システムマネージメント
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月下旬から2017年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.50M/M、現地 1.40M/M、合計 2.90M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第一次調査：国内準備 10日、現地業務 21日
- ・ 第二次調査：国内準備 5日、現地業務 21日
- ・ 第一次、第二次調査を踏まえた国内整理：15日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月18日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ア. 業務実施の基本方針 24点
 - イ. 業務実施上のバックアップ体制等 6点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

- ア. 類似業務の経験 35点
- イ. 対象国又は同類似地域での業務経験 7点
- ウ. 語学力 14点
- エ. その他学位、資格等 14点

(計100点)

類似業務	各種評価調査（特に参加型評価、プロセス評価）にかかる各種業務
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

なお、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2016年10月）では、簡易プロポーザルにおいて「業務の実施方針」の分量を「図表を含め6頁以内」としてはいますが、上記の配点を踏まえ、これを10頁以内と変更します。

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

JICAでは、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

(1) 事業の成果を評価することにより、国民への説明責任を果たすこと。

(2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府およびJICAによる当該事業および将来事業における改善を図ること。

事後評価には、外部評価者による外部評価（協力金額10億円以上の案件等）と、在外事務所等が評価者となる内部評価（協力金額2億円以上10億円未満の案件）があり、技術協力プロジェクトの事後評価は、事業規模により通常事業終了3年後に評価を実施することとしている。

JICAにおいては、組織的に事業評価を通じた学習・改善の推進に取り組んできており、JICA評価部（以下、「評価部」とする。）においても、事後評価について上記(2)の学習・改善の推進に取り組んでいる。現在の事後評価においては、指標に基づいた事業の効果（アウトカム）の確認が中心となっており、効果の発現に至った、もしくは至らなかったプロセスは常に詳細には確認されておらず、結果、成功・失敗要因の分析も必ずしも十分であるとはいえない。以上を背景に、事後評価において事業の効果（アウトカム）のみならず、事業のプロセスに着目し、この視点での分析・強化を図るべく、特に「効果発現のプロセスの確認・分析」に焦点を当てた評価¹を今後進めることとし、2016年6月に評価部内に設置した「事後評価の質の向上」検討会（以下、「検討会」とする。）の中で検討を開始している。

¹ 本評価は、進行中の事業の活動と運営を評価するいわゆる「プロセス評価」とは異なり、事後的な視点から、効果がどのようにして発現をしたのかを当時の事業の実施プロセスに着目し、分析・評価することを目的としている。

2013年6月に事業完了した「ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト」(以下、本事業)は、2016年度の事後評価(内部評価)の実施が予定されている。本事業は、保健分野の多くの重要指標において、全国平均以下の数値を示しており、包括的な保健サービスの改善が望まれるニャンザ州をモデルとして、ニャンザ州及び県レベルの保健行政官個人及び保健行政組織の支援的リーダーシップ及び戦略的マネージメント能力の強化を通じたキャパシティ・ディベロップメント事業を展開し、保健システム強化のモデルづくりを推進した事業である。また、近年保健セクターでは、地方行政担当局の保健システムマネージメント強化を行うことにより保健サービスの質の向上を図り、これにより保健指標の向上に寄与することを目指した事業が複数国で実施されている。しかしながら、これら事業による介入(マネージメント強化に関する活動)とその効果(サービスの質向上)の因果関係はこれまで十分に検証されていない。そこで、マネージメント強化案件において有効なアプローチを特定するため事業の計画プロセス、実施プロセス、関係者の役割、実施機関の組織・運営など、アウトカムの発現に至るプロセスで起きている事業内部の力学や運営管理上の事柄に焦点を当てた検証が必要である。加えて、本事業では開発したモデルの全国展開を視野に入れており、そのための活動も限定的ながら実施されていた。この活動がその後の介入にどう結びついているか、もしくは活用・反映されようとしているのかについて、評価5項目の「インパクト」において分析が求められる。

なお、ケニアではプロジェクト終了間際の大統領選挙(2013年3月)の結果を受け、州(Province)制が廃止されカウンティ制に移行、その後カウンティ政府のもとで大規模な人事刷新が行われたため、2016年時点において本事業で能力強化を行った人材がどの程度残っているか不明である。地方分権化は程度の差はあれど、全世界的な趨勢であり、同様の環境下におかれるJICA技術協力プロジェクトも今後増えると思われることから、本調査を通じて、対象国(地域)のガバナンスの変化に対応する上での事業実施上の留意点が整理されることも期待される。

これらの状況を踏まえ、本業務は、2016年度事後評価(内部評価)として、本事業の評価5項目(妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性)による評価を行うと同時に、本事業の活動から生み出された効果の特定及びその発現に至るプロセスを当時の事業関係者や既存の資料、さらに事後評価時点の実査を通じて確認・分析し、因果関係の解明を試みる。これらを踏まえ、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。加えて、事後評価での学習と改善をより一層促進すべく事業完了後における効果発現プロセスの確認・分析の導入を検討するにあたって、これら試行結果よりその具体的な確認・分析方法を提案することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、以下を踏まえつつ、本事業について事後評価時の評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認すると同時に、効果発現プロセスを確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。それに基づき、効果発現プロセスの確認・分析を内部評価で導入するにあたっての具体的実施方法を提案する。

- 評価のデザイン・報告書作成については、契約締結後にJICAから配付する「事後評価(内部評価)実施マニュアル」および10(2)に示す関連のひな型、JICA HPにて公開している「JICA事業評価ガイドライン(第2版)」を参照すること

と。ただし、評価方針・方法について、レファレンス等の内容から変更があった場合は、JICA の指示に基づいて行うこと。

- 本評価の結果得られる提言・教訓は評価分析から導き出されるものであること。また、具体的な記載内容となるよう留意すること。
- 効果発現プロセスの確認・分析に係る評価方針作成においては、後述の参考資料に示した源由理子氏（「検討会」委員）の論文を参照の上、通常、案件実施中に行われることが多いプロセス評価を、案件完了後に実施する場合の方策を検討すること。
- 本調査は「検討会」から実施方針・内容及び実施結果等について技術的な助言を得ることとしており、本業務従事者は、調査内容等について適宜「検討会」への報告が求められることがある。
- 全体の評価方針とともに評価の視点・ポイントをプロポーザルにて提示すること。その際には、必要に応じて、設定されている指標の評価可能性等を踏まえた適切な（代替）指標およびその調査方法、受益者調査の調査手法（代替案を含む）等につき提案すること。
- 内部評価として実施することから、評価5項目に関する最終的な評価判断及びそこから導出される提言・教訓は JICA ケニア事務所が行う。そのため、評価方針、事前事後比較表、評価結果票の確定においては同事務所の確認を経ることとする。
- 本業務では計2回の現地調査を予定しているが、第一次現地調査では、主に評価5項目に係る調査、第二次現地調査では、効果発現プロセスの確認に係る調査に重点を置くことを想定している。
- 本事業においては、事業完了後に対象国で人事制度、組織の改編を伴う地方分権が実施されたが、こうしたガバナンス体制の変更対応する上での事業実施上の留意点及び効果発現プロセスの確認・分析における留意点を整理し、提示する。

具体的担当事項は次のとおりとする。以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

（1）第一次国内準備期間（2016年10月下旬～2016年11月下旬）

ア． 本事業の概要の整理・分析

既存の文献・報告書等（事業事前評価表、中間レビュー報告書、終了時評価報告書、プロジェクト完了報告書、DPL 審査調書等）をレビューし、また、当時の日本人専門家等へのインタビューを踏まえ、本事業の実績等を整理・分析する。

イ． 現地説明用資料の作成

上記ア.を踏まえて、現地調査計画（調査団の構成、全体スケジュール、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料）を作成し、現地関係者（カウンティ保健大臣など）からのフィードバックも踏まえて内容を改訂する。なお、現地説明用資料については、JICA が契約締結後にひな形を提示する。

ウ. 評価5項目の評価方針（案）の検討・作成

「事後評価（内部評価）実施マニュアル」等に基づき、DAC 評価5項目を用いて、評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成する。なお、評価方針（案）については、JICA が契約締結後に提示する事前事後比較表（評価スケルトン）形式とする。

エ. 効果発現プロセスの確認・分析の評価方針（案）の検討・作成

効果発現プロセスの確認・分析を行うために、以下の点につき留意の上、これら確認・分析のための現地調査計画及び評価方針（案）を作成する。

- 上位目標とプロジェクト目標との因果関係をより明確化するための中間目標（あるいは仮説）及び指標を検討し、これらに基づき成果発現状況を確認・分析するための方法を方針案として提案する。
- ニヤンザ州は2013年の分権化後、シアヤカウンティ、キスムカウンティ、ホマベिकाウンティ、ミゴリカウンティ、キシイカウンティ、ニヤミラカウンティに再編成されていることに留意し、データの比較を行うこと。また、分権化後に人事異動が行われている可能性を考慮し、成果については対象地域における持続性に限定せず、異動後のカウンターパートの活動状況及び職務満足度についても確認すること。
- 成果1及び成果3におけるマネジメント強化活動のうち、いずれの活動がより効果的かつ成果の持続が見られる及びその要因につき、分析すること。
- 事業が想定した成果、プロジェクト目標及び上位目標による課題解決の道筋については、ドナー協調やJICAによるプログラムアプローチ等勘案した上で、それ以外に効果発現に貢献した道筋が存在する可能性を踏まえ、それらに係る情報収集及び分析を排除しない構成とすること。

オ. 評価方針の確定

ウ. の評価方針（案）に対し、JICA ケニア事務所が確認を行う。必要であれば各コメントに基づき評価方針（案）を修正し、評価方針を確定する。また、エ. 効果発現プロセスの確認・分析の評価方針（案）に関しても、必要であれば各コメントに基づき評価方針（案）を修正し、評価方針を確定する。

カ. 国内情報収集・整理

評価方針に基づいて、国内で収集可能なデータを整理し、分析する。国内関係者へのヒアリングを実施する。

キ. 質問票の作成

上記オ. の評価方針に基づき、相手国関係者対象をセグメンテーションした上でグループごとに質問票を作成する。質問票については、基本的に第一次現地調査の10営業日前までにJICA ケニア事務所に提出し、JICA ケニア事務所名で実施機関に質問票を送付する。

なお、留意点として、インタビュー調査、質問票による情報収集（及び、要すれば現地調査補助員等による情報収集）の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を実施機関に送らないようにすること。また、質問票の品質管理（英文またはその他言語のチェックを含む）は、受注者側の責任で行う。

(2) 第一次現地業務期間 (2016年11月下旬～2016年12月中旬)

現地説明用資料に含まれる現地調査計画に基づき、以下のとおり調査を行う。

ア. 実施機関等への現地調査計画の説明・確認

事務所の現地調査代行という位置づけであるため、JICA 事務所からブリーフィングを受ける。上記の現地説明用資料および評価方針を用いて、現地調査計画および当該案件の評価方針を実施機関(必要に応じて相手国関係機関)に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。

イ. 質問票、受益者調査等を用いた情報収集・整理

現地調査計画を含む現地説明用資料および評価方針に沿って、文献・資料収集、事業サイト実査(関係者へのインタビュー含む)、相手国関係機関への質問票に基づくヒアリング、その実施が想定される場合には受益者調査を行う。なお、質問票の回収はコンサルタントが実施する。

ウ. DAC 評価 5 項目に基づく暫定評価

上記イ.より得られたデータ・情報を取りまとめ、暫定的な評価の方向性を分析し、提言・教訓の方向性を検討する。

エ. 暫定的な評価の方向性に関する実施機関等との協議およびコメント取り付け
暫定的な評価の方向性につき、実施機関及び主要関係機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となるよう、実施機関のみならず提言内容の実施者として想定される相手国関係機関や JICA ケニア事務所等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき第一次現地調査中に協議を行う。

オ. 現地調査結果の JICA ケニア事務所等への報告を行う。

(3) 第二次国内準備期間 (2016年12月下旬～2017年1月下旬)

ア. 事前事後比較表(案)(評価5項目分)の作成

現地調査にて収集した案件ごとのデータ・情報(および現地調査補助員等を活用した追加の情報収集)を評価方針に沿って分析し、その分析結果をもとに原則15 ページ以内の事前事後比較表(案)を作成する。なお、本表は評価結果の骨子として活用することとする。また、所定の総合評価を導くフローチャートに基づき、暫定的に総合評価の付与を行う。

さらに、評価部が契約締結後に提供する「事後評価(内部評価)実施マニュアル」の評価基準表に基づき、5項目について3段階での評価結果(案)を付与する。

イ. 提言・教訓の検討

現地調査結果を踏まえて、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言、および、今後の類似案件実施に向けた教訓(案)を取りまとめる。

ウ. 事前事後比較表の確定

事前事後比較表（案）に対し、JICA ケニア事務所が確認を行う。必要であれば JICA ケニア事務所のコメントに基づき同事前事後比較表（案）を修正し、確定する。

エ. 現地調査計画及び評価方針の改訂（効果発現プロセスの確認・分析）

第一次現地調査の結果を踏まえて現地調査計画（対象者、実施方法等）および評価方針（案）を修正する。この際、本事業のように終了後に相手国のガバナンス、人事制度・組織に大きな変更があった場合の効果発現プロセスの確認・分析方法について、現地調査からの気づきを整理し、適宜反映する。

同計画および方針（案）に対し、JICA ケニア事務所、JICA 人間開発部および評価部による確認、ならびに、JICA 評価部を通じた「検討会」からのコメント取り付けを行う。必要であれば各コメントに基づき同計画および方針（案）を修正し、確定する。

オ. 国内情報収集・整理

効果発現プロセスの確認・分析に関し、必要に応じて国内関係者及び TV 会議等を通じた現地関係者へのヒアリングを実施する。

（４）第二次現地業務期間（2017 年 2 月上旬～2017 年 2 月下旬）

ア. 第二次国内分析を踏まえた追加の情報収集（評価 5 項目部分）

第二次国内分析を踏まえ、必要に応じた追加の情報収集を実施する。

イ. 効果発現プロセスの確認・分析

現地調査計画に基づき、効果発現のプロセスの確認・分析を行う。

なお、実施中の類似案件ケニア国「地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化」の踏査も行い、本事業のプロセスの評価（効果発現プロセスの確認・分析）を通じて得られた教訓等を、どのように類似事業の改善に活用できるかあるいは活用されているかを確認・検討すること。

ウ. 関係機関への評価内容のフィードバック

実施機関、相手国関係機関および JICA 事務所等へ評価内容のフィードバックを実施する。

（５）帰国後整理期間（2017 年 3 月上旬～2017 年 6 月下旬）

ア. 評価結果票（案）の作成（評価 5 項目分）

国内作業、現地調査結果を総合的に分析し、比較表を更新の上、原則 4 ページ以内の評価結果票（案）を取りまとめ、JICA ケニア事務所に提出する。なお、評価結果票については、JICA が契約締結後にひな形を提示する。

イ. 評価結果票（評価 5 項目分）の関係部コメント

評価結果票（案）に対し、JICA ケニア事務所による確認、および、JICA 評価部を通じた関係部署（評価部を含む）からのコメント取り付けを行うこととなる。JICA ケニア事務所による確認には最低 5 営業日程度、関係部署からのコメント取り付けには最低 5 営業日程度を要する。関係部署から確認のあった内容やコ

メントに対し、回答や対応を行う。

ウ. 実施機関フィードバック

英文の評価結果票（案）に対する実施機関等からのコメントの取り付けには最低 10 営業日程度を要する。実施機関等から確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

上記の工程を踏まえ、評価結果票（和文・英文）を確定する。

エ. 個別プロジェクト教訓シートの作成

上記ウ. にて確定した教訓等、類似案件の案件形成や案件管理上、参考となり得る情報・留意点を個別プロジェクト教訓シートとして記載する。なお、個別プロジェクト教訓シートについては、JICA が契約締結後に雛形を提示する。

オ. 効果発現プロセスの確認・分析結果報告書の作成

国内作業、現地調査結果を総合的に分析し、プロセスの評価結果報告書（案）を取りまとめ、JICA 評価部に提出する。

カ. 効果発現プロセスの確認・分析結果報告書の確定

プロセスの評価結果報告書（案）に対し、JICA ケニア事務所、JICA 人間開発部および評価部による確認、ならびに、JICA 評価部を通じた「検討会」からのコメント取り付けを行う。JICA による確認には最低 10 営業日程度、「検討会」からのコメント取り付けには最低 10 営業日程度を要する。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。

上記の工程を踏まえ、プロセスの評価結果報告書を確定する。

キ. 効果発現プロセスの確認・分析実施ガイドライン（仮称）（案）

本業務の全調査工程を踏まえ、JICA 評価部において、効果発現プロセスの確認・分析の導入を検討するに資するよう、実施ガイドライン（案）を作成する。ガイドラインの内容および構成は、JICA 評価部と検討の上、確定することとするが、現時点での想定は以下のとおり。

なお、本ガイドラインの対象は、保健セクターに限定しないこととします。

- ① 事後評価におけるプロセスの評価の実施可能性及び妥当性の分析
- ② 事後評価におけるプロセスの評価の具体的な実施方法の提案（ガイドライン本体に相当）
（対象案件の選定基準、調査スコープ・項目、実施時期、実施体制、結果票のフォーマット等）
- ③ 実施における留意事項

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品はウ、オ、キ、クとする。

ア 現地調査説明用資料

イ 評価方針

- ウ 事前事後比較表
- エ 評価結果票（案）
- オ 評価結果票（最終案）
- カ 個別プロジェクト教訓シート（案）
- キ 効果発現プロセスの確認・分析結果報告書
- ク 効果発現プロセスの確認・分析実施ガイドライン（仮称）（案）
- ケ 収集資料

提出部数および記載事項については下表に定めるとおり。なお、下表に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。

なお、配布資料とするひな型、マニュアル等にて指定の記載要領に則ること。

		提出目安	言語・部数	記載事項
ア	現地調査説明 用資料	2016年11月上旬	英文1部・電子版 (メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知レター案 ・ 全体スケジュール ・ 現地調査計画(日程、訪問予定先) ・ 案件概要
イ	評価方針	2016年11月上旬	英文1部・電子版 (メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ DAC評価5項目に沿った評価方針 ・ 効果発現プロセスの確認・分析に係る評価方針
ウ	事前事後比較 表	第一稿：2016年 1月上旬 最終版：2016年 1月下旬	英文1部・電子版 (メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価方針に現地調査結果を反映したもの
エ	評価結果票 (案)	第一稿：2017年 3月上旬	和文・英文各1部・ 電子版(メール送 付可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果公開用の要約(3~4 ページ程度)。
オ	評価結果票(最 終案)(和文・ 英文)	2017年4月下旬	和文・英文各1部・ 電子版(メール送 付可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (エ)を、関係部署等のコメン トを受けて最終化したもの。(各 3~4ページ程度)
カ	個別プロジェ クト教訓シー ト(案)	2017年4月上旬	和文・英文各1部・ 電子版(メール送 付可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教訓を指定の記載要領に則 って記載したもの。(各1ペ ージ程度) ・ 教訓が複数ある場合は、教訓 毎に和文・英文を作成する。
キ	効果発現プロ セスの確認・分 析結果報告書	第一稿：2017年 3月中旬 最終版：2017年	第一稿：和文(英 文要約を含む)1部 (メール送付可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果発現プロセスに焦点を当 てた調査結果 ・ 事業の介入と事業効果の因果

		6月下旬	最終版：和文（英文要約を含む） CD-ROM3部、簡易製本3部	関係及びその発現プロセスに関する考察 ・ 成功・失敗要因の分析 ・ 上記を踏まえた事業改善に向けた提言 (全体で10ページ以内を想定)
ク	効果発現プロセスの確認・分析実施ガイドライン（仮称）（案）	第一稿：2017年4月上旬 最終版：2017年6月下旬	第一稿：和文1部（メール送付可） 最終版：和文CD-ROM1部	・ 具体的な実施方法（対象案件の基準、調査スコープ・項目、時期等）及び実施体制の提案 ・ 実施における留意事項 ・ （全体で5ページ以内を想定）
ケ	収集資料	2017年6月下旬		・ 収集した資料（可能な限りデータにして提出すること） ・ 収集資料リスト

（2）電子化の仕様

上記（1）の最終成果品（電子データ）の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」²を参照し、詳細はJICAの指示に従うこととする。

（3）英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ⇄ナイロビを標準とします。

（2）現地調査費

現地調査費は、契約に含めず、JICAケニア事務所から車両費、傭人費等の必要経費を臨時会計役委嘱します。契約締結後に必要経費案を積算いただきます。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

ア. 現地業務日程

検討会の予定時期を含め、以下のスケジュールの目安を踏まえ、7. 業務の内

² http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf

容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、業務開始は10月中旬を想定し、派遣期間については、ケニア事務所の他調査団との調整が必要であること、また、C/P 機関を含むケニア政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、第一次調査を11月下旬から12月中旬まで、第二次現地調査を2月上旬からとなるよう提案してください。

項目	時期	2016			2017					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事前準備		<input type="checkbox"/>								
現地調査説明用資料		<input type="checkbox"/>								
評価5項目評価方針		<input type="checkbox"/>								
確認・分析の評価方針		<input type="checkbox"/>								
質問票		<input type="checkbox"/>								
現地調査			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>				
事前事後比較表				<input type="checkbox"/>						
結果票							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	関係部 EC						<input type="checkbox"/>			
	実施機関 FB							<input type="checkbox"/>		
確認・分析の報告書							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教訓シート										
ガイドライン								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
最終成果品										<input type="checkbox"/>

国内調査 現地調査

※但し、バーチャートは大まかなスケジュールを示しており、すべてを業務日として貼り付けるものではない。

イ. 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

ウ. 便宜供与内容

JICAケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- 空港送迎 第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- 宿舍手配 第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- 車両借上げ 第1次現地調査時のみ、便宜供与あり。（臨時会計役委嘱する現地調査費で精算、JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- 通訳備上 なし
- 現地日程のアレンジ 第一次現地調査については、JICAが必要に応じアレンジします。
- 関係者との連絡 JICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談や会議の手配については、原則、コンサルタントが行う。
- 執務スペースの提供 オフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２）受益者調査の実施

本業務においては、受益者調査を実施することができる。実施する場合は、案件の内容に即した適切な有効回答数（その内訳も含む）、形式・手法、サイト地の選定、受益者調査結果の分析方法等についてプロポーザルにて提案する。

（３）現地調査補助員の備上

本業務においては、以下２項目の業務に関し現地における補助員（ローカルコンサルタント）の備上を可とする。それぞれの項目の補助員の業務工程、内容についてはプロポーザルにおいて明示すること。なお、以下２項目に係る現地調査補助員の備上費については契約に含めず、９（２）同様に臨時会計役委嘱する（もしくはケニア事務所が直接契約する）。

- ア. 調査補助業務：関係者へのインタビューのための実施機関等との調整、データ収集やインタビュー後のフォローアップ等
- イ. 受益者調査補助業務

（４）参考資料

ア. 本業務に関する以下の資料を JICA 評価部事業評価第二課（TEL: 03-5226-6460）にて配布します。JICA からの配付資料については、受領した社等は他者と共有することなく閲覧後直ちに廃棄することが求められます。また当該資料の受領をもってこの旨を宣誓したものと見なします。

【プロセスの評価に係る参考文献】

- ・ 源由理子（2008）「開発援助事業のプロセス評価～住民参加型のコミュニティ開発プロジェクトを事例として～」、『ガバナンス研究 No.4（2007）』、明治大学大学院ガバナンス研究科。
- ・ 源由理子（2009）「第6章 参加型評価の理論と実践」、三好皓一編『評価論を学ぶ人のために』、世界思想社。

【事後評価（内部評価）に係るひな形】

- ・ 2015年度内部評価業務（技協）評価方針スケルトン／事前事後比較表*
- ・ 2015年度現地説明用資料（技協）*
- ・ "Internal Ex-Post Evaluation for Technical Cooperation Project"（英文評価結果票）*
- ・ 案件別事後評価（内部評価）評価結果票:技術協力プロジェクト*

【事後評価（内部評価）マニュアル等】

- ・ 内部評価実施マニュアル*
- ・ 手順表*

- ・ 事業モニタリングガイドライン（企画部）
- *必要に応じて改定の上、契約時に2016年度暫定版を配布予定。

イ. 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ 事業評価年次報告書2015
(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2015/index.html)
- ・ JICA事業評価ガイドライン（第2版）
(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/guideline_ver.02.pdf)
- ・ ケニア国ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0800842_1_s.pdf)
- ・ ケニア国ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト中間レビュー調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000001208.html>)
- ・ ケニア国ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト終了時評価調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014770.html>)
- ・ ナレッジサイト:ケニア国ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト（2009年4月22日署名Record of Discussion）及びProject Design Matrix ver.1を含む）
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/CF4DB4DA304210FA492575D10035DECD?OpenDocument&pv=VW02040102>)

（5）その他

- ア 各種評価調査（特に参加型評価、プロセス評価）に関する業務経験を有することが求められます。また、保健分野（特に保健システムマネジメント）に係る業務経験を有することが望ましいです。
- イ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ウ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- エ 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- オ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上